

製造所等において行われる変更工事に係る取り扱い表

【 製造所及び一般取扱所 】

1 / 4

区分	変更工事内容	変更届を要する工事
製造所及び一般取扱所	建築物及び工作物	<p><建築物></p> <p>1 防火上重要でない間仕切壁の増設、移設、改造又は撤去（間仕切りの変更により、消火設備、警報設備及び避難設備に変更を生じるもので、法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）</p> <p><工作物></p> <p>2 配管、設備等の支柱、架台の取替（耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p>3 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の取替（耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないものに限る。）</p> <p>4 窓、ベンチレーター、換気扇等（強制換気設備を除く。）の増設、移設又は改造</p> <p>5 オイルヒーターの増設、移設又は改造</p> <p><保有空地></p> <p>6 植栽の増設、移設又は改造（保有空地に係る基準に変更がないものに限る。）</p>
	タンク等	<p><基礎等></p> <p>1 犬走り、法面、コンクリートリングの補修（ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものに限る。）</p> <p>2 地下タンクの上部スラブの補修（ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものに限る。）</p> <p><構造等></p> <p>3 屋根支柱、ラフター、ガイドポール等の補修（タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p>4 階段、はしご、手摺り等の取替（タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p><設備等></p> <p>5 通気管（地上部分に限る。）の取替又は先端位置の移設</p> <p>6 サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法、加熱の状態及び方法等に変更がないものに限る。）</p> <p>7 内面コーティング（屋外貯蔵タンク及び腐食のおそれがない（特に）高い地下貯蔵タンクに該当する地下貯蔵タンクを除く。）の増設、移設、改造又は撤去</p> <p>8 既設ノズルを利用した液面計、温度計等の増設</p> <p>9 タンク本体に係る小規模な溶接工事（※一定要件に該当するものに限る。）</p>
	危険物設備等	<p><配管等></p> <p>1 配管（地下配管を除く。）の取替、補修又は撤去（管径、板厚、材質、経路及び危険物の取扱いに変更がないものに限る。）</p> <p>2 配管（地下配管を除き、フランジで接続しているものに限る。）の補修又は撤去</p>

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
製 造 所 及 び 一 般 取 扱 所	危険物設備等	<p>3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル又はサイトグラス等の増設、移設又は改造（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>4 可撓管継手（認定品以外）の取替</p> <p>5 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（熱媒体となる物質に変更がないものに限る。）</p> <p><機器等></p> <p>6 ポンプ設備の取替又は撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>7 熱交換器の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>8 配管に設けられる弁の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>9 攪拌装置（電動機を除く。）の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>10 加熱又は乾燥設備に附属する送風、集じん装置（電動機を除く。）の撤去（可燃性蒸気又は微粉の集塵方法等に変更がないものに限る。）</p> <p>11 波返し、とい、受け皿等飛散防止装置の撤去（危険物の漏れ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないものに限る。）</p> <p>12 ローディングアーム、アンローディングアームの取替又は撤去</p> <p>13 ローラーコンベアー等危険物輸送設備（電動機を除く。）の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>14 可燃性ガス回収装置の取替又は撤去（可燃性ガス回収の保安管理に変更がないものに限る。）</p> <p>15 保温（冷）材の撤去（撤去により、危険物の温度変化による危険性が増さないものに限る。）</p> <p>16 排出設備（ダクト等を含む。）の取替（電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>17 運搬容器の充填設備（固定注油設備）の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p><制御装置、安全装置等></p> <p>18 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の増設、移設又は改造（危険物の取扱い並びにタンク及び配管にノズルを設けるなどの変更がないものに限る。また、腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに増設する常時監視機能を有する液面計及びこれに類するものを除く。）</p> <p>19 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源を含む。）の取替（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>20 緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）の取替（緊急停止等に係る制御条件に変更がないものに限る。）</p>

区分	変更工事内容	変更届を要する工事
製 造 所 及 び 一 般 取 扱 所	危険物設備等	21 地下タンクのマンホールプロテクターの増設、移設、改造、取替又は撤去（上部スラブに変更がないものに限る。） 22 日除け等（キャノピーを除く。）の増設、移設又は撤去 23 漏えい検知管の取替 24 漏えい検知設備の取替 25 犬走り、アイランド等の形状の改造
	防油堤及び排出設備等	<防油堤等> 1 防油堤（仕切堤を含む。）の補修（ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであり、かつ、配管等の変更がないものに限る。） 2 防油堤水抜弁の増設、移設、改造又は撤去（水抜弁を複数にするものを除く。また、複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満たすものに限る。） 3 防油堤水抜弁の開閉表示装置の増設、移設、改造又は撤去（開閉表示を複数にするものを除く。また、複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満たすものに限る。） 4 防油堤の階段（防油堤と一体構造のものに限る。）の取替（防油堤の基礎に変更がなく、かつ、危省令第22条第2項第16号の規定に基づかないものに限る。） 5 防油堤の階段（防油堤と一体構造でないのもの。）の増設、移設、改造又は撤去（防油堤の基礎に変更がなく、かつ、危省令第22条第2項第16号の規定に基づかないものに限る。） <排水溝等> 6 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替 7 2 m以下の給排水管（地下）の補修
	電気設備等	1 電気設備の増設、移設、改造又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 2 電動機の増設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 3 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等の器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 4 照明器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 5 タンクローリー用アースターミナルの増設、移設、改造又は撤去
	消火設備及び警報設備	<消火設備> 1 ポンプ又は消火薬剤タンクの取替 2 第1種～第3種消火設備（散水及び水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）の取替 3 第4種、第5種消火設備の増設、移設又は改造 4 PFOSを含有する消火薬剤にPFOSを含有しない薬剤を混合する改造（初回の混合を除く。）

区 分	変更工事内容	変 更 届 を 要 す る 工 事
製 造 所 及 び 一 般 取 扱	消火設備及 び警報設備	<警報設備> 5 警報設備の増設、移設又は改造（法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）
	そ の 他	1 標識板、掲示板の増設、移設又は改造 2 計量機の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取替並びに、これに伴う代替計量機の一時的な増設（位置の変更がないものに限る。）及び撤去の一連工事 3 冷（暖）房装置等の増設又は取替

※ 一定の要件に該当するもの

後記「屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の取り扱い」による小規模な溶接工事をいう。

変 更 届 を 要 さ な い 工 事
<p><建築物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等の補修 2 防火区画の補修 3 防火上重要でない間仕切壁の取替又は補修 4 内装材の取替、補修又は撤去 5 防火戸の取替又は補修 6 防火戸の自動閉鎖装置の取替 7 窓枠、窓、ガラスの取替又は補修 8 階段の取替又は補修 9 雨どいの増設、取替、補修又は撤去 <p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 10 保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁の補修 11 架構の補修 12 配管、設備等の支柱、架台の補修 13 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の補修 14 歩廊、はしごの取替又は補修 <p><保有空地></p> <ol style="list-style-type: none"> 15 植栽の取替、補修又は撤去
<p><構造等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋外タンクの支柱の耐火措置の取替又は補修 2 階段、はしご、手摺り等の補修 <p><設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 タンク元弁の取替又は補修 4 通気管（地上部分に限る。）の補修 5 サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替 6 内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）の取替又は補修 7 雨水浸入防止措置の増設、移設、改造、取替、補修又は撤去
<p><配管等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管（地下配管を除き、フランジで接続されるものに限る。）の取替 2 配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管の増設、取替、補修又は撤去 3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の取替、補修又は撤去 4 可撓管継手（認定品）の取替 5 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替又は補修 6 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の補修 7 配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ますの取替又は補修 8 注油ホース、注油ノズル、結合金具の取替又は補修 <p><機器等></p> <ol style="list-style-type: none"> 9 ポンプ設備の補修 10 熱交換器の取替又は補修 11 熱交換器のチューブハンドルの取替 12 熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等の取替又は補修 13 配管に設けられる弁の取替又は補修 14 攪拌装置（電動機を除く。）の取替又は補修 15 炉材の取替又は補修

変更届を要さない工事	
16	反応機等の覗き窓ガラス（サイトグラス）の取替又は補修
17	加熱又は乾燥設備に付属する送風、集じん装置（電動機を除く。）の取替又は補修
18	波返し、とい、受皿等飛散防止装置の取替又は補修
19	ローディングアーム、アンローディングアームの補修
20	ローラーコンベアー等危険物輸送設備（電動機を除く。）の取替又は補修
21	可燃性ガス回収装置の補修
22	保温（冷）材の取替又は補修
23	排出設備（ダクト等を含む。）の補修
24	換気設備（ダクト等を含む。）の取替又は補修
25	電気防食設備の取替又は補修
26	漏えい検知管の補修
27	漏えい検知設備の補修
<制御装置、安全装置等>	
28	圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の取替、補修又は撤去
29	安全弁、破裂板等安全装置の取替又は補修
30	温度、圧力、流量の調節等を行う制御装置（駆動源、予備電力源等を含む。）の補修
31	緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）の補修
32	地下タンクのマンホールプロテクターの補修
33	ボイラー、炉等のバーナーノズルの取替又は補修
34	塗装機噴霧ノズル、ホース等の取替又は補修
35	運搬容器の充填設備（固定注油設備）の取替又は補修
36	給油量表示装置の取替、補修又は撤去
37	犬走り、アイランド等の補修
38	タンクローリー用アースターミナルの取替又は補修
39	通気管のガス回収装置の取替、補修又は撤去
40	カードリーダー等省力機器の取替、補修又は撤去
41	固定注油設備（認定品に限る。）の取替又は補修
42	分析計（キュービクル内取付を含む。）の取替、補修又は撤去
43	作業用広報設備（スピーカー）の増設、移設、改造、取替、補修又は撤去
<防油堤等>	
1	防油堤水抜弁の取替又は補修
2	防油堤水抜弁の開閉表示装置の取替又は補修
3	防油堤の階段の（防油堤と一体構造でないもの。）の補修
4	防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）又は補修
<排水溝等>	
5	排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修
6	危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面又は舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）の補修
<電気設備等>	
1	電気設備の取替又は補修
2	配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器具の取替又は補修
3	電動機の取替又は補修
4	照明器具の取替又は補修
5	避雷設備の取替又は補修
6	静電気除去装置の取替又は補修

変 更 届 を 要 さ な い 工 事	
7	防犯装置等の増設、移設、補修又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）
	< 消火設備 >
1	消火設備（全般）の補修
2	ポンプ又は消火薬剤タンクの補修
3	第 1 種～第 3 種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンバ一等の放出口等（泡ヘッドに限る。）の補修
4	第 1 種～第 3 種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等の取替又は補修
5	第 4 種、第 5 種消火設備の取替又は補修
6	消火薬剤の取替（薬剤の組成に変更がないものに限る。）
	< 警報設備 >
7	警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）の取替又は補修
8	自動火災報知設備の受信機、感知器の取替又は補修
1	標識、掲示板の取替又は補修
2	塗装工事
3	点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事
4	冷（暖）房装置等の補修

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
屋	建築物及び工作物	<p><建築物></p> <p>1 防火上重要でない間仕切壁の増設、移設、改造又は撤去（間仕切りの変更により、消火設備、警報設備及び避難設備に変更を生じるもので、法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）</p> <p><工作物></p> <p>2 設備等の支柱、架台の取替（耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p>3 設備等の支柱、架台の耐火措置の取替（耐火性能、耐火被覆材料又は施工方法に変更ないものに限る。）</p> <p>4 ラック式棚の取替（耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p><保有空地></p> <p>5 植栽の増設、移設又は改造（保有空地に係る基準に変更がないものに限る。）</p>
内	危険物設備等	<p><機器等></p> <p>1 保温（冷）材の撤去（撤去により、危険物の温度変化による危険性が増さないものに限る。）</p> <p>2 排出設備（ダクト等を含む。）の取替（電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p>
貯	防油堤及び排出設備等	<p><排水溝等></p> <p>排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替</p>
蔵	電気設備等	<p>1 電気設備の増設、移設、改造又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>2 電動機の増設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>3 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等の器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>4 照明器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p>
所	消火設備及び警報設備	<p><消火設備></p> <p>1 ポンプ又は消火薬剤タンクの取替</p> <p>2 第1種～第3種消火設備（散水及び水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、放出口等（泡ヘッドを除く。）の取替</p> <p>3 第4種、第5種消火設備の増設、移設又は改造</p> <p>4 P F O Sを含有する消火薬剤にP F O Sを含有しない薬剤を混合する改造（初回の混合を除く。）</p> <p><警報設備></p> <p>5 警報設備の増設、移設又は改造（法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）</p>

【 屋内貯蔵所 】

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
屋内貯蔵所	そ の 他	1 標識、掲示板の増設、移設又は改造 2 冷（暖）房装置等の取替 3 危険物以外の物品（貯蔵用資材等を除く。）の貯蔵開始及び撤去

変 更 届 を 要 さ な い 工 事
<p><建築物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根（キャノピーを含む）、壁、柱、床、はり等の補修 2 防火区画の補修 3 防火上重要でない間仕切壁の取替又は補修 4 内装材の取替、補修又は撤去 5 防火戸の取替又は補修 6 防火戸の自動閉鎖装置の取替 7 窓枠、窓、ガラスの取替又は補修 8 階段の取替又は補修 9 雨どいの増設、移設、取替、補修又は撤去 <p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 10 保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁の補修 11 架構の補修 12 配管、設備等の支柱、架台の補修 13 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の補修 14 歩廊、はしごの取替又は補修 15 ラック式以外の棚の取替、補修又は撤去 16 ラック式棚の補修 <p><保有空地></p> <ol style="list-style-type: none"> 17 植栽の取替、補修又は撤去
<p><機器等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保温（冷）材の取替又は補修 2 排出設備（ダクト等を含む。）の補修 3 換気設備（ダクト等を含む。）の取替又は補修
<p><排水溝等></p> <p>排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修</p>
<p><電気設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気設備の取替又は補修 2 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等の器具の取替又は補修 3 電動機の取替又は補修 4 照明器具の取替又は補修 5 避雷設備の増設、取替又は補修 6 防犯装置等の増設、取替又は補修 7 静電気除去装置の取替又は補修
<p><消火設備></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消火設備（全般）の補修 2 ポンプ又は消火薬剤タンクの補修 3 第1種～第3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、放出口等（泡ヘッドに限る。）の補修 4 第1種～第3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等の取替又は補修 5 第4種、第5種消火設備の取替又は補修 6 消火薬剤の取替（薬剤の組成に変更がないものに限る。）

変 更 届 を 要 さ な い 工 事	
< 警報設備 > 7 警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）の取替又は補修 8 自動火災報知設備の受信機、感知器の取替又は補修	
1	標識、掲示板の取替又は補修
2	塗装工事
3	点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事
4	冷房装置等の補修

【 屋外タンク貯蔵所 】

区分	変更工事内容	変更届を要する工事
屋外	建築物及び工作物	<p><建築物></p> <p>1 防火上重要でない間仕切壁の増設、移設、改造又は撤去（間仕切りの変更により、消火設備、警報設備及び避難設備に変更を生じるもので、法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）</p> <p><工作物></p> <p>2 配管、設備等の支柱、架台の取替（耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p>3 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の取替（耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p><保有空地></p> <p>4 植栽の増設、移設又は改造（保有空地に係る基準に変更がないものに限る。）</p>
タンク貯蔵所	タンク等	<p><基礎等></p> <p>1 犬走り、法面、コンクリートリングの補修（ひび割れに対するテ埋め又はこれと同等のものに限る。）</p> <p><構造等></p> <p>2 屋根支柱、ラフター、ガイドポール等の補修（タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p>3 階段、はしご、手摺り等の取替（タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p>4 タンク本体に係る小規模な溶接工事（※一定の要件に該当するものに限る。）</p> <p><設備等></p> <p>5 通気管（地上部分に限る。）の取替</p> <p>6 サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法、加熱の状態及び方法等に変更がないものに限る。）</p> <p>7 コーティングの増設、移設、改造、取替又は撤去</p> <p>8 既設ノズルを利用した液面計、温度計等の増設</p> <p>9 ポンツーンの補修（ポンツーン重量が増加する場合又はタンク重量の増減に伴う耐震計算に変更がないものに限る。）</p> <p>10 浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）の取替（ポンツーン重量が増加する場合又はタンク重量の増減に伴う耐震計算に変更がないものに限る。）</p> <p>11 ルーフドレンの取替（ポンツーン重量が増加する場合又はタンク重量の増減に伴う耐震計算に変更がないものに限る。）</p> <p>12 サービスタンクの増設、移設又は撤去</p> <p>13 ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）の取替（ポンツーン重量が増加する場合又はタンク重量の増減に伴う耐震計算に変更がないものに限る。）</p>
	危険物設備等	<p><配管等></p> <p>1 配管（地下配管を除く。）の取替、補修又は撤去（管径又は危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p>

区分	変更工事内容	変更届を要する工事
屋外タンク貯蔵	危険物設備等	<p>2 配管（地下配管を除き、フランジで接続されるものに限る。）の補修又は撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の増設、移設又は改造（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>4 可撓管継手（認定品以外）の取替</p> <p>5 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（熱媒体となる物質に変更がないものに限る。）</p> <p><機器等></p> <p>6 ポンプ設備の取替又は撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>7 熱交換器等の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>8 配管に設けられる弁の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>9 可燃性ガス回収装置の取替又は撤去</p> <p>10 保温（冷）材（タンク本体に係るものを除く。）の撤去（撤去により、危険物の温度変化による危険性が増さないものに限る。）</p> <p><制御装置、安全装置等></p> <p>11 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の増設、移設又は改造（危険物の取扱い並びにタンク及び配管にノズルを設けるなどの変更がないものに限る。）</p> <p>12 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備電力源等を含む）の取替（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>13 緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）の取替（緊急停止等に係る制御条件に変更がないものに限る。）</p> <p>14 漏えい検知設備の取替</p>
蔵所	防油堤及び排水設備等	<p><防油堤等></p> <p>1 防油堤（仕切堤を含む。）の補修（ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものであり、かつ、配管等の変更がないものに限る。）</p> <p>2 防油堤水抜弁の増設、移設、改造又は撤去（水抜弁を複数にするものを除く。また、複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満たすものに限る。）</p> <p>3 防油堤水抜弁の開閉表示装置の増設、移設、改造又は撤去（開閉表示を複数にするものを除く。また、複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満たすものに限る。）</p> <p>4 防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）の取替（防油堤の基礎に変更がなく、かつ、危省令第22条第2項第16号の規定に基づかないものに限る。）</p>

【屋外タンク貯蔵所】

区分	変更工事内容	変更届を要する工事
屋外タンク貯蔵所	防油堤及び排水設備等	5 防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）の増設、移設、改造又は撤去（防油堤の基礎に変更がなく、かつ、危省令第22条第2項第16号の規定に基づかないものに限る。） <排水溝等> 6 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替
	電気設備等	1 電気設備の増設、移設、改造又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 2 電動機の増設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 3 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等の器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 4 照明器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）
	消火設備及び警報設備	<消火設備> 1 ポンプ又は消火薬剤タンクの取替 2 第1種～第3種消火設備（散水及び水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）の取替 3 第4種、第5種消火設備の増設、移設又は改造 4 P F O Sを含有する消火薬剤にP F O Sを含有しない薬剤を混合する改造（初回の混合を除く。） <警報設備> 5 警報設備の増設、移設又は改造（法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）
	その他	1 標識、掲示板の増設、移設又は改造 2 冷（暖）房装置等の増設又は取替

※ 一定の要件に該当するもの

後記「屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の取り扱い」による小規模な溶接工事をいう。

変 更 届 を 要 さ な い 工 事
<p><建築物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等の補修 2 防火区画の補修 3 防火上重要でない間仕切壁の取替又は補修 4 内装材の取替、補修又は補修 5 防火戸の取替又は補修 6 防火戸の自動閉鎖装置の取替 7 窓枠、窓、ガラスの取替又は補修 8 階段の取替又は補修 9 雨どいの増設、移設、取替、補修又は撤去 <p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 10 保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁の補修 11 架構の補修 12 配管、設備等の支柱、架台の補修 13 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の補修 14 歩廊、はしごの取替又は補修 <p><保有空地></p> <ol style="list-style-type: none"> 15 植栽の取替、補修又は撤去
<p><基礎等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋外タンクの支柱の耐火措置の取替又は補修 2 階段、はしご、手摺り等の補修 <p><設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 タンク元弁の取替又は補修 4 通気管（地上部分に限る。）の補修 5 サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替 6 コーティングの補修 7 雨水浸入防止措置の増設、移設、改造、取替、又は撤去 8 保温（冷）材の取替又は補修 9 浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）の取替又は補修 10 浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）の補修 11 ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）の補修 12 ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）の補修 13 流出危険物自動検知警報装置の取替又は補修 14 サービスタンクの取替
<p><配管等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管（地下配管を除き、フランジで接続されるものに限る。）の取替 2 配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管の増設、取替、補修又は撤去 3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の取替、補修又は撤去 4 可撓管継手（認定品）の取替 5 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替又は補修 6 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の補修 7 配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ますの取替又は補修 8 結合金具の取替又は補修

変 更 届 を 要 さ ない 工 事
<p><機器等></p> <p>9 ポンプ設備の補修</p> <p>10 熱交換器の取替又は補修</p> <p>11 熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等の取替又は補修</p> <p>12 配管に設けられる弁の取替又は補修</p> <p>13 保温（冷）材（タンク本体に係るものを除く。）の取替又は補修</p> <p>14 電気防食設備の取替又は補修</p> <p><制御装置、安全装置等></p> <p>15 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の取替、補修又は撤去</p> <p>16 安全弁、破裂板等安全装置の取替又は補修</p> <p>17 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備電力源等を含む。）の補修</p> <p>18 緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）の補修</p> <p>19 可燃性ガス回収装置の補修</p> <p>20 漏えい検知設備の補修</p>
<p><防油堤等></p> <p>1 防油堤水抜弁の取替又は補修</p> <p>2 防油堤水抜弁の開閉表示装置の取替又は補修</p> <p>3 防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）の補修</p> <p>4 防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）の取替又は補修</p> <p>5 防油堤の点検歩廊（防油堤と一体構造でないもの。）の取替又は補修</p> <p><排水溝等></p> <p>6 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修</p> <p>7 危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面又は舗装面の補修</p>
<p><電気設備等></p> <p>1 電気設備の取替又は補修</p> <p>2 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器具の取替又は補修</p> <p>3 電動機の取替又は補修</p> <p>4 照明器具の取替又は補修</p> <p>5 避雷設備の取替又は補修</p> <p>6 静電気除去装置の取替又は補修</p> <p><消火設備></p> <p>1 消火設備（全般）の補修</p> <p>2 ポンプ又は消火薬剤タンクの補修</p> <p>3 第1種～第3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンパー等の放出口等（泡ヘッドに限る。）の補修</p> <p>4 第1種～第3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等の取替又は補修</p> <p>5 第4種、第5種消火設備の取替又は補修</p> <p>6 消火薬剤の取替（薬剤の組成に変更がないものに限る。）</p> <p><警報設備></p> <p>7 警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）の取替又は補修</p> <p>8 自動火災報知設備の受信機の取替又は補修</p>
<p>1 標識、掲示板の取替又は補修</p> <p>2 塗装工事</p> <p>3 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事</p> <p>4 冷（暖）房装置等の補修</p>

【 屋内タンク貯蔵所 】

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	建築物及び工作物	<p><建築物></p> <p>1 防火上重要でない間仕切壁の増設、移設、改造又は撤去（間仕切りの変更により、消火設備、警報設備及び避難設備に変更を生じるもので、法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）</p> <p><工作物></p> <p>2 配管、設備等の支柱、架台の取替（耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p>3 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の取替（耐火性能、耐火被覆材料又は施工方法に変更がないものに限る。）</p>
	タンク等	<p><構造等></p> <p>1 屋根支柱の補修</p> <p>2 階段、はしご、手摺り等の取替</p> <p>3 タンク本体に係る小規模な溶接工事（※一定の要件に該当するものに限る。）</p> <p><設備等></p> <p>4 通気管（地上部分に限る。）の取替、改造（常圧により貯蔵取扱いされるタンクの通気管のうち、無弁と大気弁の相互に改造するものに限る。）又は先端位置の移設（引火点40度未満の引火性液体危険物を貯蔵取扱いするタンクの通気管にあっては、敷地境界からの距離が確保されているものに限る。）</p> <p>5 サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法、加熱の状態及び方法等に変更がないものに限る。）</p> <p>6 内面コーティングの増設、改造又は撤去（貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないものに限る。）</p> <p>7 既設ノズルを利用した液面計、温度計等の増設</p> <p>8 サービスタンクの増設、移設又は撤去（屋内貯蔵タンクと同一の室に設けるものを除く。）</p>
	危険物設備等	<p><配管等></p> <p>1 配管（地下配管を除く。）の取替、補修又は撤去（管径、板厚、材質、経路及び危険物の取扱いに変更がないものに限る。）</p> <p>2 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の増設、移設又は改造（管径、板厚、材質、経路及び危険物の取扱いに変更がないものに限る。）</p> <p>3 可撓管継手（認定品以外）の取替</p> <p>4 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（熱媒体となる物質に変更がある場合を除く。）</p> <p><機器等></p> <p>5 ポンプ設備の取替又は撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p>

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	危険物設備等	<p><機器等></p> <p>6 熱交換器の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>7 配管に設けられる弁の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>8 排出設備（ダクト等を含む。）の取替（電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p><制御装置、安全装置等></p> <p>9 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の増設、移設又は改造（危険物の取扱い並びにタンク及び配管にノズルを設けるなどの変更がないものに限る。）</p> <p>10 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。）の取替（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>11 緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）の取替（緊急停止等に係る制御条件に変更がないものに限る。）</p> <p>12 可燃性ガス回収装置の取替又は撤去</p> <p>13 温（冷）材の撤去（撤去により、危険物の温度変化による危険性が増さないものに限る。）</p> <p>14 漏えい検知設備の取替</p>
	防油堤及び排出設備等	<p><防油堤等></p> <p>—</p> <p><排水溝等></p> <p>排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替</p>
	電気設備等	<p>1 電気設備の増設、移設、改造又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>2 電動機の増設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>3 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等の器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>4 照明器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>5 タンクローリー用アースターミナルの増設、移設、改造又は撤去（複数のアースターミナルのうち、撤去しても基準を満たすものに限る。）</p>

【 屋内タンク貯蔵所 】

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
屋内タンク貯蔵所	消火設備及び警報設備	<消火設備> 1 ポンプ又は消火薬剤タンクの取替 2 第1種～第3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、放出口等（泡ヘッドを除く。）の取替 3 第4種、第5種消火設備の増設、移設又は改造 4 P F O Sを含有する消火薬剤にP F O Sを含有しない薬剤を混合する改造（初回の混合を除く。） <警報設備> 5 警報設備の増設、移設又は改造（法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）
	そ の 他	1 標識板、掲示板の増設、移設又は改造 2 冷（暖）房装置等の増設又は取替

※ 一定の要件に該当するもの

後記「屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の取り扱い」による小規模な溶接工事をいう。

変更届を要さない工事
<p><建築物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等の補修 2 防火区画の補修 3 防火上重要でない間仕切り壁の取替又は補修 4 内装材の取替、補修又は撤去 5 防火戸の取替又は補修 6 防火戸の自動閉鎖装置の取替 7 窓枠、窓、ガラスの取替又は補修 8 階段の取替又は補修 9 雨どいの増設、取替、補修又は補修 10 出入口の敷居の取替又は補修 <p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 11 架構の補修 12 配管、設備等の支柱、架台の補修 13 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の補修 14 歩廊、はしごの取替又は補修
<p><基礎等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 階段、はしご、手摺り等の補修 <p><設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 タンク元弁の取替又は補修 3 通気管（地上部分に限る。）の補修 4 サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものに限る）の取替 5 サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管等の補修 6 内面コーティングの取替又は補修 7 サービスタンクの取替
<p><配管等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管（地下配管を除きフランジで接続されるものに限る。）の取替 2 配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管の増設、取替、補修又は撤去 3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の取替、補修又は撤去 4 可撓管継手（認定品）の取替 5 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替又は補修 6 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の補修 7 配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ますの取替又は補修 8 結合金具の取替又は補修 <p><機器等></p> <ol style="list-style-type: none"> 9 ポンプ設備の補修 10 熱交換器等の取替又は補修 11 熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等の取替又は補修 12 配管に設けられる弁の取替又は補修 13 可燃性ガス回収装置の補修 14 保温（冷）材の取替又は補修 15 排出設備（ダクト等を含む。）の補修

変更届を要さない工事
<p><機器等></p> <p>16 換気設備（ダクト等を含む。）の取替又は補修</p> <p>17 電気防食設備の取替又は補修</p> <p><制御装置、安全装置等></p> <p>18 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の取替、補修又は撤去</p> <p>19 安全弁、破裂板等安全装置の取替又は補修</p> <p>20 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。）の補修</p> <p>21 緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源等、不活性ガス封入装置等を含む。）の補修</p> <p>22 漏えい検知設備の補修</p>
<p><防油堤等></p> <p>—</p> <p><排水溝等></p> <p>排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修</p>
<p><電気設備等></p> <p>1 電気設備の取替又は補修</p> <p>2 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等の器具の取替又は補修</p> <p>3 電動機の取替又は補修</p> <p>4 照明器具の取替又は補修</p> <p>5 静電気除去装置の取替又は補修</p>
<p><消火設備></p> <p>1 消火設備（全般）の補修</p> <p>2 ポンプ又は消火薬剤タンクの補修</p> <p>3 第1種～第3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、放出口等（泡ヘッドに限る。）の補修</p> <p>4 第1種～第3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等の取替又は補修</p> <p>5 第4種、第5種消火設備の取替</p> <p>6 消火薬剤の取替（薬剤の組成に変更がないものに限る。）</p> <p><警報設備></p> <p>7 警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）の取替又は補修</p> <p>8 自動火災報知設備の受信機、感知器の取替又は補修</p> <p>9 流出危険物自動検知警報装置の取替又は補修</p> <p><その他></p> <p>1 標識、掲示板の取替又は補修</p> <p>2 塗装工事</p> <p>3 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事</p> <p>4 冷（暖）房装置等の補修</p>

【地下タンク貯蔵所】

区分	変更工事内容	変更届を要する工事
地下タンク貯蔵所	建築物及び工作物	<工作物> 1 配管、設備等の支柱、架台の取替 2 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の取替
	タンク等	<基礎等> 1 地下タンクの上部スラブの補修（配筋工事を除く。） <設備等> 2 通気管（地上部分に限る。）の取替、改造（常圧により貯蔵取扱いされるタンクの通気管のうち、無弁と大気弁の相互に改造するものに限る。）又は先端位置の移設（引火点40度未満の引火性液体危険物を貯蔵取扱いするタンクの通気管にあっては、敷地境界からの距離が確保されているものに限る。） 3 内面コーティングの増設、改造又は撤去（腐食のおそれがある（特に）高い地下貯蔵タンク等に該当する地下貯蔵タンクを除く。） 4 既設ノズルを利用した液面計、温度計等の増設 5 サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法、加熱の状態及び方法等に変更がないものに限る。）
ク貯蔵所	危険物設備等	<配管等> 1 配管（地下配管を除く。）の取替、補修又は撤去（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱いに変更がないものに限る。） 2 配管（地下配管を除き、フランジで接続されるものに限る。）の補修又は撤去 3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の増設、移設又は改造（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱いに変更がないものに限る。） 4 可撓管継手（認定品以外）の取替（仕様の異なるものに交換する場合に限る。） 5 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（熱媒体となる物質に変更がないものに限る。） <機器等> 6 ポンプ設備の取替又は撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 7 熱交換器の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 8 配管に設けられる弁の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 9 可燃性ガス回収装置の取替又は撤去（可燃性ガス回収の保安管理に変更がないものに限る。）

【 地下タンク貯蔵所 】

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
地下タンク貯蔵所	危険物設備等	<p><制御装置、安全装置等></p> <p>10 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の増設、移設又は改造（危険物の取扱い並びにタンク及び配管にノズルを設けるなどの変更がないものに限る。また、腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに増設する常時監視機能を有する液面計及びこれに類するものを除く。）</p> <p>11 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。）の取替（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>12 緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）の取替</p> <p>13 地下タンクのマンホールの取替又は補修</p> <p>14 地下タンクのマンホールプロテクターの増設、移設、改造、取替又は撤去（上部スラブの変更を伴わないものに限る。）</p> <p>15 漏えい検知設備の取替</p>
	防油堤及び排出設備等	<p><排水溝等></p> <p>排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替</p>
	電気設備等	<p>1 電気設備の増設、移設、改造又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>2 電動機の増設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p>
	消火設備及び警報設備	<p><消火設備></p> <p>1 第4種、第5種消火設備の増設、移設又は改造</p> <p><警報設備></p> <p>2 警報設備の増設、移設又は改造（法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）</p>
その他	標識、掲示板の増設、移設又は改造	

変更届を要さない工事
<p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管、設備等の支柱、架台の補修 2 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の補修
<p><設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 タンク元弁の取替又は補修 2 通気管（地上部分に限る。）の補修 3 サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替 4 サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等の補修 5 内面コーティングの取替又は補修 6 サービスタンクの取替
<p><配管等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管（地下配管を除き、フランジで接続されるものに限る。）の取替 2 配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管の増設、取替、補修又は撤去 3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の取替、補修又は撤去 4 可撓管継手の取替又は補修（認定品以外で仕様の異なるものと交換するものを除く。） 5 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替又は補修 6 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の補修 7 配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ますの取替又は補修 8 結合金具の取替又は補修 <p><機器等></p> <ol style="list-style-type: none"> 9 ポンプ設備の補修 10 熱交換器等の取替又は補修 11 熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等の取替又は補修 12 配管に設けられる弁の取替又は補修 13 可燃性ガス回収装置の補修 14 電気防食設備の取替又は補修 <p><制御装置、安全装置等></p> <ol style="list-style-type: none"> 15 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の取替、補修又は撤去 16 安全弁、破裂板等安全装置の取替又は補修 17 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備電力源等を含む。）の補修 18 緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）の補修 19 地下タンクのマンホールプロテクターの補修 20 漏えい検知管の取替又は補修 21 漏えい検知設備の補修 <p><排水溝等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修 2 危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）の補修 <p><電気設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気設備の取替又は補修 2 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器具の取替又は補修 3 電動機の取替又は補修

変更届を要さない工事
<電気設備等> 4 静電気除去装置の取替又は補修
<消火設備> 1 第4種、第5種消火設備の取替又は補修 2 消火薬剤の取替（薬剤の組成に変更がないものに限る。）
<警報設備> 3 警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）の取替又は補修 4 自動火災報知設備の受信機、感知器の取替又は補修
1 標識、掲示板の取替又は補修 2 塗装工事 3 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事

【 簡易タンク貯蔵所 】

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	建築物及び工作物	<建築物> 1 防火上重要でない間仕切壁の増設、移設、改造又は撤去 （間仕切りの変更により、消火設備、警報設備及び避難設備に変更を生じるもので、法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。） <工作物> 2 配管、設備等の支柱、架台の取替（耐震計算等に変更がないものに限る。）
	タンク等	<設備等> 1 通気管の取替又は先端位置の移設 2 サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法、加熱の状態及び方法等に変更がないものに限る。）
	危険物設備等	<配管等> 1 配管の取替、補修又は撤去（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 2 配管（地下配管を除き、フランジで接続されるものに限る。）の補修又は撤去 3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の増設、移設又は改造（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 4 可撓管継手（認定品以外）の取替 5 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（熱媒体となる物質に変更がないものに限る。） <機器等> 6 ポンプ設備の取替又は撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 7 配管に設けられる弁の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 8 波返し、とい、受け皿等飛散防止装置の撤去（危険物の漏れ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないものに限る。） 9 排出設備（ダクト等を含む。）の取替（電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） <制御装置、安全装置等> 10 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の増設、移設又は改造（危険物の取扱い並びにタンク及び配管にノズルを設けるなどの変更がないものに限る。）
	防油堤及び排水設備等	<排水溝等> 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替

【 簡易タンク貯蔵所 】

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	電気設備等	1 電気設備の増設、移設、改造又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 2 電動機の増設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 3 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等の器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 4 照明器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）
	消火設備及び警報設備	<消火設備> 1 第4種、第5種消火設備の増設、移設又は改造 <警報設備> 2 警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）の増設、移設又は改造（法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）
	そ の 他	1 標識、掲示板の増設、移設又は改造 2 冷（暖）房装置等の取替

変更届を要さない工事
<p><建築物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等の補修 2 防火区画の補修 3 防火上重要でない間仕切り壁の取替又は補修 4 内装材の取替、補修又は撤去 5 防火戸の取替又は補修 6 防火戸の自動閉鎖装置の取替 7 窓枠、窓、ガラスの取替又は補修 <p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 8 配管、設備等の支柱、架台の補修 9 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の補修
<p><基礎等></p> <p>—</p> <p><設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 タンク元弁の取替又は補修 2 通気管の補修 3 サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替 4 固定金具の取替又は補修
<p><配管等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管（地下配管を除き、フランジで接続されるものに限る。）の取替 2 配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管の増設、取替、補修又は撤去 3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の取替、補修又は撤去 4 可撓管継手（認定品）の取替 5 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替又は補修 6 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の補修 7 給油ホース、給油ノズル、結合金具の取替又は補修 <p><機器等></p> <ol style="list-style-type: none"> 8 ポンプ設備の補修 9 配管に設けられる弁の取替又は補修 10 波返し、とい、受け皿等飛散防止装置の取替又は補修 11 排出設備（ダクト等を含む。）の補修 12 換気設備（ダクト等を含む。）の取替又は補修 <p><制御装置、安全装置等></p> <ol style="list-style-type: none"> 13 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の取替、補修又は撤去
<p><排水溝等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修 2 危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面、舗装面の補修
<p><電気設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気設備（下記設備を除く。）の取替又は補修 2 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器具の取替又は補修

変更届を要さない工事	
<p><電気設備等></p> <p>3 電動機の取替又は補修</p> <p>4 静電気除去装置の取替又は補修</p> <p>5 照明器具の取替</p> <p><消火設備></p> <p>1 第4種、第5種消火設備の取替又は補修</p> <p>2 消火薬剤の取替（薬剤の組成に変更がないものに限る。）</p> <p><警報設備></p> <p>3 警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）の取替又は補修</p> <p>4 自動火災報知設備の受信機、感知器の取替又は補修</p>	
<p>1 標識、掲示板の取替又は補修</p> <p>2 塗装工事</p> <p>3 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事</p> <p>4 冷（暖）房装置の補修</p>	

【 移動タンク貯蔵所 】

区 分	変更工事内容	変 更 届 を 要 す る 工 事
移 動 タ ン ク	タンク等	<p><構造等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 積載式の移動貯蔵タンクの追加（ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンクに限る。また、タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないものに限る。） 2 はしご、手摺り等の取替 <p><設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法、加熱の状態及び方法等に変更がないものに限る。） 4 内面コーティングの増設、改造又は撤去（貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないものに限る。） 5 箱枠の取替又は補修（箱枠の溶接線補修に限る。また、重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないものに限る。） 6 防護枠、側面枠の補修
貯 蔵 所	危険物設備等	<p><配管等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管の取替、補修又は撤去（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 2 配管（フランジで接続されるものに限る。）の補修又は撤去 3 配管の一部に設けられた流量計の増設 <p><機器等></p> <ol style="list-style-type: none"> 4 ポンプ設備の取替又は撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 5 配管に設けられる弁の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 6 品名・数量表示板（差換式、回転式等）の移設 7 可燃性蒸気回収装置の取替又は撤去（可燃性ガス回収の保安管理に変更がないものに限る。） 8 コンテナ式タンクの緊結装置の取替 9 注油ノズルの取替（吐出量の変わるものに限る。） 10 ホースリール用ホースの取替（口径の変更又は長さが長くなるものに限る。） 11 付属設備等の増設又は取替 12 後方確認カメラ、プリンター等の増設又は取替
所	電気設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1 接地導線の取替又は撤去 2 カードリーダー等省力機器の増設又は取替 3 静電気除去外筒の取替 4 屋内常置場所内部の電気設備の取替 5 電気設備の増設、移設、改造又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 6 照明器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）

【 移動タンク貯蔵所 】

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
移動 タンク 貯蔵 所	消火設備及 び警報設備	<消火設備> 第 5 種消火設備の増設、移設又は改造
	そ の 他	1 標識、掲示板の増設、移設又は改造 2 同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更 3 同一敷地内における屋内から屋内への常置場所の変更 4 同一敷地内における屋内から屋外への常置場所の変更 5 単独荷卸しに必要な安全対策設備の増設、移設又は改造 (保安上影響を及ぼさない軽微なものに限る。)

変更届を要さない工事
<p><設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 タンク元弁の取替又は補修 2 サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管（蒸気、温水等を用いたものに限る。）の取替 3 内面コーティングの補修 4 マンホール又は吐出口のふたの取替又は補修 5 マンホール部の防熱、防塵カバーの取替又は補修
<p><配管等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管（フランジで接続されるものに限る。）の取替 2 配管の一部に設けられた流量計の取替、補修又は撤去 3 積載式以外で注入ホース、ホースリール用ホース（同一口径又は同一長さ（長さが短くなるものを含む。）、注油ノズル（吐出量の同じものに限る。）、結合金具の取替又は補修 4 可燃性蒸気回収ホースの取替又は補修 5 注入ホースの取替 6 底弁、底弁の手動及び自動閉鎖装置の補修 <p><機器等></p> <ol style="list-style-type: none"> 7 ポンプ設備の補修 8 配管に設けられる弁の取替又は補修 9 品名・数量表示板（差換え式、回転式等）の増設、改造、取替又は補修（増設は自主的に設置するものに限る。） 10 Uボルトの取替又は補修 11 危標識、緊急レバー表示の取替又は補修 12 附属設備等の補修又は撤去 <p><制御装置、安全装置等></p> <ol style="list-style-type: none"> 13 安全弁、破裂板等安全装置の取替又は補修 14 底弁の手動又は自動閉鎖装置の補修
<p><電気設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接地導線の補修 2 静電気除去外筒の補修 3 屋内常置場所内部の電気設備の補修 4 電気設備の取替又は補修
<p><消火設備></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消火器ボックスの取替 2 第5種消火設備の取替又は補修 3 消火薬剤の取替
<p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 標識、掲示板の取替又は補修 2 塗装工事 3 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事 4 トラクターヘッドの交換（被けん引式の移動貯蔵タンクに限る。） 5 単独荷卸しに必要な安全対策設備の取替、補修又は撤去

【 屋外貯蔵所 】

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
屋 外	建築物及 び工作物	<工作物> 1 ラック式棚の取替 <保有空地> 2 植栽の増設、移設又は改造
	防油堤及び 排水設備等	<排水溝等> 1 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替 2 固体分離槽の取替
貯 蔵 所	消火設備及 び警報設備	<消火設備> 1 ポンプ又は消火薬剤タンクの取替 2 第 1 種～第 3 種消火設備（散水及び水幕設備を含む。）の 配管、消火栓本体、放出口等（泡ヘッドを除く。）の取替 3 第 4 種、第 5 種消火設備の増設、移設又は改造 <警報設備> 4 警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）の 増設、移設又は改造
	そ の 他	1 標識、掲示板の増設、移設又は改造 2 危険物以外の物品（貯蔵用資材等を除く。）の貯蔵開始及 び撤去

変更届を要さない工事
<p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁の補修 2 周囲の棚の取替又は補修 3 シート固着装置の取替又は補修 4 ラック式棚の補修 <p><保有空地></p> <ol style="list-style-type: none"> 5 植栽の取替、補修又は撤去
<p><排水溝等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修 2 固体分離槽の補修
<p><消火設備></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消火設備（全般）の補修 2 ポンプ又は消火薬剤タンクの補修 3 第1種～第3種消火設備（散水及び水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、放出口等（泡ヘッドを除く。）の補修 4 第1種～第3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等の取替又は補修 5 第4種、第5種消火設備の取替又は補修 6 消火薬剤の取替 <p><警報設備></p> <ol style="list-style-type: none"> 7 警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）取替又は補修 8 自動火災報知設備の受信機、感知器の取替又は補修
<ol style="list-style-type: none"> 1 標識、掲示板の取替又は補修 2 塗装工事 3 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事

区分	変更工事内容	変更届を要する工事
給油	建築物及び工作物	<p><建築物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防火上重要でない間仕切壁の増設、移設、改造又は撤去（間仕切りの変更により、消火設備、警報設備及び避難設備に変更を生じるもので、法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。） <p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 配管、設備等の支柱、架台の取替（耐震計算等に変更がないものに限る。） 3 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の取替（耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないものに限る。） 4 日除け等（キャノピーを除く。）の増設、移設又は改造（上屋面積に変更がないものに限る。） 5 サインポール、看板等（電気設備）の増設、移設又は改造（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 6 植栽の増設、移設又は改造 7 防火塀の補修（ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものに限る。） 8 犬走り、アイランド等の補修（ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの）
取扱	タンク等	<p><基礎等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地下タンクの上部スラブの補修（配筋工事を除く。） 2 一般土間の補修又は改造（地下タンク上部スラブを除く。） <p><設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 通気管（地上部分に限る。）の取替、改造（常圧により貯蔵取扱いされるタンクの通気管のうち、無弁と大気弁の相互に改造する場合に限る。）又は先端位置の移設（引火点40度未満の引火性液体危険物を貯蔵取扱いするタンクの通気管にあっては、敷地境界からの距離が確保されている場合に限る。） 4 内面コーティングの増設、改造又は撤去（腐食のおそれがある（特に）高い地下貯蔵タンク等に該当する地下貯蔵タンクを除く。） 5 既設ノズルを利用した液面計、温度計等の増設 6 ウォールタンク、サービスタンク等の増設又は撤去
所	危険物設備等	<p><配管等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管（地下配管を除く。）の取替、補修又は撤去（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 2 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の増設、移設又は改造（管径、板厚、材質、経路、危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。） 3 可撓管継手（認定品以外）の取替 4 配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）の取替（熱媒体となる物質に変更がないものに限る。） 5 ポンプ設備の取替又は撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
給 油 取 扱 所	危険物設備等	<p><機器等></p> <p>6 熱交換器の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>7 配管に設けられる弁の撤去（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>8 排出設備（ダクト等を含む。）の取替（電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>9 可燃性ガス回収装置の取替又は撤去（可燃性ガス回収の保安管理に変更がないものに限る。）</p> <p>10 混合燃料油調合機、蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等の取替又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>11 移動式洗車機の増設、改造又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に置かないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>12 自動車等の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く。）の増設、移設又は改造（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>13 犬走り、アイランド等の補修（ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のものに限る。）</p> <p>14 犬走りのスロープ化に伴う改修又は撤去</p> <p>15 サービスユニット、釣銭機等の増設又は取替（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>16 固定給油（注油）設備（認定品に限る。）の改造（可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に変更する場合を除く。）又は撤去</p> <p>17 給油ホース（長さが短くなるものに限る。）の取替</p> <p>18 給油量表示装置の増設、移設又は改造（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>19 カードリーダー等省力機器の増設、移設又は改造（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>20 圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー、ガス配管、受入設備及び充填用ポンプ機器の増設、移設、改造、取替、補修又は撤去（圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所で、高圧ガス保安法に基づく許可を要するものに限る。）</p> <p>21 改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、液化水素配管、ガス配管及び受入設備の増設、移設、改造、取替、補修又は撤去（圧縮水素充填設備設置給油取扱所で、高圧ガス保安法に基づく許可を要するものに限る。）</p>

区分	変更工事内容	変更届を要する工事
給	危険物設備等	<p><制御装置、安全装置等></p> <p>22 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の増設、移設又は改造（危険物の取扱い方法並びにタンク及び配管にノズルを設けるなどの変更がないものに限る。また、腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに増設する常時監視機能を有する液面計及びこれに類するものを除く。）</p> <p>23 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。）の取替（危険物の取扱い方法に変更がないものに限る。）</p> <p>24 緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）の増設又は取替（緊急停止等に係る制御条件に変更がないものに限る。）</p> <p>25 地下タンクのマンホールプロテクターの増設、移設、改造、取替又は撤去（上部スラブの変更を伴わないものに限る。）</p> <p>26 漏えい検知設備の取替</p>
油	防油堤及び排水設備等	<p><排水溝等></p> <p>1 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替</p> <p>2 2 m以下の給排水管（地下）の補修</p>
取 扱 所	電気設備等	<p>1 電気設備の増設、移設、改造又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>2 電動機の増設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>3 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等の器具増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>4 照明器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>5 タンクローリー用アースターミナルの増設、移設、改造又は撤去</p> <p>6 セールスルーム（含むショップ）内の電気設備、給排水設備の増設、移設又は改造</p>
	消火設備及び警報設備	<p><消火設備></p> <p>1 ポンプ又は消火薬剤タンクの取替</p> <p>2 第1種～第3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、放出口等の（泡ヘッドを除く。）の取替</p> <p>3 第4種、第5種消火設備の増設、移設又は改造</p> <p><警報設備></p> <p>4 警報設備の増設、移設又は改造（法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）</p>

【 給油取扱所 】

区分	変更工事内容	変更届を要する工事
給油取扱所	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 標識、掲示板の増設、移設又は改造 2 固定給油設備等の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取替及びこれに伴う代替固定給油設備等の一時的な増設及び撤去の一連工事 3 冷（暖）房設備等の増設又は取替 4 性能評価を受けた融雪機の増設 5 ガソリンから、エタノールを含有するガソリン（E3等）への変更（変更の際、基準に適合する場合に限る。） 6 尿素水溶液の供給設備の増設、移設及び改造（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。） 7 単独荷卸しに必要な安全対策設備の増設、移設又は改造（保安上影響を及ぼさない軽微なものに限る。）

変更届を要さない工事
<p><建築物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等の補修 2 防火区画の補修 3 防火上重要でない間仕切り壁の取替又は撤去 4 内装材の取替、補修又は撤去 5 防火戸の取替又は補修 6 防火戸の自動閉鎖装置の取替 7 窓枠、窓、ガラスの取替又は補修 8 階段の取替又は補修 9 雨どいの増設、取替、補修又は撤去 <p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 10 配管、設備等の支柱、架台の補修 11 配管、設備等の支柱、架台の耐火措置の補修 12 歩廊、はしごの取替又は補修 13 サインポール、看板等（電気設備）の取替、補修又は撤去 14 日除け等（キャノピーを除く。）の取替、補修又は撤去 15 植栽の取替、補修又は撤去
<p><設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 タンク元弁の取替又は補修 2 通気管（地上部分に限る。）の補修 3 ウォールタンク、サービスタンク等の取替 4 内面コーティングの取替又は補修
<p><配管等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配管（地下配管を除き、フランジで接続されるものに限る。）の取替 2 配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管の増設、取替、補修又は撤去 3 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の取替、補修又は撤去 4 可撓管継手（認定品）の取替 5 配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ますの取替又は補修 6 給油ホース（同一の長さのものに限る。）、給油ノズル、結合金具の取替又は補修 <p><機器等></p> <ol style="list-style-type: none"> 7 ポンプ設備の補修 8 熱交換器の取替又は補修 9 熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等の取替又は撤去 10 配管に設けられる弁の取替又は補修 11 排出設備（ダクト等を含む。）の補修 12 換気設備（ダクト等を含む。）の取替又は補修 13 可燃性ガス回収装置の補修 14 電気防食設備の取替又は補修 15 給油量表示装置の取替又は撤去 16 カードリーダー等省力機器の取替、補修又は撤去 17 通気管のガス回収装置の取替、補修又は撤去 18 タンクローリー用アースターミナルの取替又は補修 19 固定給油（注油）設備（認定品に限る。）の取替（可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に変更するものを除く。）又は補修

変更届を要さない工事
<p><機器等></p> <p>20 オイルキャビネットの撤去、取替又は補修</p> <p>21 混合燃料油調合機、蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等の補修</p> <p>22 移動式洗車機の取替、補修、撤去</p> <p>23 自動車の点検等に使用する機器等（オートリフトを除く。）の取替、補修又は撤去</p> <p>24 タイヤラックの増設又は取替</p> <p>25 圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー、ガス配管、受入設備及び充填用ポンプ機器の増設、移設、改造、取替、補修又は撤去（圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所で、高圧ガス保安法に基づく許可を要さないものに限る。）</p> <p>26 改質装置、液化水素の貯槽、送ガス蒸発器、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、液化水素配管、ガス配管及び受入設備の増設、移設、改造、取替、補修又は撤去（圧縮水素充填設備設置給油取扱所で、高圧ガス保安法に基づく許可を要さないものに限る。）</p> <p><制御装置、安全装置等></p> <p>27 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の取替、補修又は撤去</p> <p>28 安全弁、破裂板等安全装置の取替又は補修</p> <p>29 地下タンクのマンホールプロテクターの補修</p> <p>30 温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置（駆動源、予備動力源を含む。）の補修</p> <p>31 緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む。）の補修</p> <p>32 漏えい検知管の取替又は補修</p> <p>33 漏えい検知設備の補修</p>
<p><排水溝等></p> <p>1 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修</p> <p>2 危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面又は舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）の補修</p>
<p><電気設備等></p> <p>1 電気設備の取替又は補修</p> <p>2 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器具の取替又は補修</p> <p>3 電動機の取替又は補修</p> <p>4 照明器具の取替又は補修</p> <p>5 静電気除去装置の取替又は撤去</p> <p>6 防犯装置等の増設</p> <p>7 セールスルーム（含むショップ）内の電気設備、給排出設備）の取替、補修又は撤去</p> <p>8 セルフ給油所の監視機器、放送機器、分電盤、照明器具の取替又は補修</p>

変更届を要さない工事
<p><消火設備></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消火設備（全般）の補修 2 ポンプ又は消火薬剤タンクの補修 3 第1種～第3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、放出口等（泡ヘッドを除く。）の補修 4 第1種～第3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等の取替又は補修 5 第4種、第5種消火設備の取替又は補修 6 消火薬剤の取替 <p><警報設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 7 警報設備（自動火災報知設備受信機、感知器を除く。）の取替又は補修 8 自動火災報知設備受信機、感知器の取替又は補修 9 誘導灯の取替又は補修
<ol style="list-style-type: none"> 1 標識、掲示板の取替又は補修 2 塗装工事 3 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事 4 冷（暖）房設備等の補修 5 性能評価を受けた融雪機の取替、補修又は撤去 6 単独荷卸しに必要な安全対策設備の取替、補修又は撤去

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
販 売	建築物及び工作物	<p><建築物></p> <p>1 防火上重要でない間仕切壁の増設、移設、改造又は撤去（間仕切りの変更により、消火設備、警報設備及び避難設備に変更を生じるもので、法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）</p> <p><工作物></p> <p>2 架台の取替（耐震計算等に変更がないものに限る。）</p> <p>3 架台の耐火措置の取替（耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないものに限る。）</p> <p>4 延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁の取替</p>
	危険物設備等	<p><機器等></p> <p>排出設備（ダクトを含む。）の取替（電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p>
取 扱 所	防油堤及び排水設備等	<p><排水溝等></p> <p>1 排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の取替</p>
	電気設備等	<p>1 電気設備の増設、移設、改造又は撤去（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>2 電動機の増設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>3 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等の器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p> <p>4 照明器具の増設又は移設（可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないもの、又はその範囲に設置する防爆構造のものに限る。）</p>
	消火設備及び警報設備	<p><消火設備></p> <p>1 第4種、第5種消火設備の増設、移設又は改造</p> <p><警報設備></p> <p>2 警報設備の増設、移設又は改造（法第17条の14に基づく着工届を要するものを除く。）</p>
	そ の 他	<p>1 標識、掲示板の増設、移設又は改造</p> <p>2 冷（暖）房装置等の増設又は取替</p>

変更届を要さない工事
<p><建築物></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋根、壁、柱、床、はり等の取替又は補修 2 防火区画の補修 3 防火上重要でない間仕切り壁の補修 4 内装材の取替、補修又は撤去 5 防火戸の取替又は補修 6 防火戸の自動閉鎖装置の取替 7 窓枠、窓、ガラスの取替又は補修 8 雨どいの増設、取替、補修又は撤去 9 延焼防止用のそで壁、ひさし、垂れ壁の補修 <p><工作物></p> <ol style="list-style-type: none"> 10 架台の補修 11 架台の耐火措置の補修 12 棚の取替、補修又は撤去
<p><機器等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 排出設備（ダクト等を含む。）の補修 2 換気設備（ダクト等を含む。）の取替又は補修
<p><排水溝等></p> <p>排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い等の補修</p>
<p><電気設備等></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気設備の取替又は補修 2 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器具の取替又は補修 3 電動機の取替又は補修 4 照明器具の取替又は補修
<p><消火設備></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4種、第5種消火設備の取替又は補修 2 消火薬剤の取替 <p><警報設備></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器は除く。）の取替又は補修 4 自動火災報知設備の受信機、感知器の取替又は補修
<ol style="list-style-type: none"> 1 標識、掲示板の取替又は補修 2 塗装工事 3 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事 4 冷（暖）房設備等の補修

【 移送取扱所 】

区 分	変更工事内容	変更届を要する工事
移 送 取 扱 所	建築物及び 工作物	<建築物> —
	危険物設備等	<機器等> 1 ポンプ設備の補修 2 緊急遮断弁の取替 3 ピグ取扱装置の取替 4 感震装置の取替
	防油堤及び 排水設備等	<排水溝等> —
	電気設備	—
	消火設備及 び警報設備	<消火設備> — <警報設備> —
	そ の 他	標識、掲示板の増設、移設又は改造

変更届を要さない工事
<建築物> —
<工作物> —
<機器等> 1 土盛り等漏えい拡散防止設備の取替又は補修 2 衝突防護設備の取替又は補修 3 切替弁・制御弁等の取替又は補修 4 緊急遮断弁の補修 5 ピグ取扱装置の補修 6 感震装置の補修 7 巡回監視車の取替又は補修
<排水溝等> —
<電気設備等> —
<消火設備> —
<警報設備> —
標識、掲示板の取替又は補修

屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の取り扱い

【平9.3.26 消防危第36号】

変更届出を要する変更工事とする小規模な溶接工事とは、溶接時の入熱量、残留応力等によるタンク本体構造への影響が軽微なものなどであって、次に示す工事を対象とする。

1 用語の定義

- (1) 重ね補修とは、母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク附属物取付用当て板を除く。）をいう。
- (2) 肉盛り補修とは、母材及び部材の表面に金属を溶着する補修をいう。
- (3) 溶接部補修とは、溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。）をいう。
- (4) 補修基準とは、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成6年9月1日付消防危第73号）別添1の補修基準をいう。

2 附属設備に係る溶接工事（タンク附属物取付用当て板を含む。）

- (1) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事
- (2) ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事
- (3) 屋根板及び側板の接液部（危省令第20条の7に定める接液部をいう。以下同じ。）以外の部分（以下「気相部分」という。）におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事

3 屋根に係る溶接工事

- (1) 屋根板（圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。）の重ね補修工事のうち、1箇所当たり0.09平方メートル以下であって、合計3箇所以下のもの。
- (2) 屋根板（圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く。）の肉盛り補修工事

4 側板に係る溶接工事

- (1) 側板の気相部分における重ね補修工事のうち、1箇所当たり0.09平方メートル以下のもの
- (2) 側板の気相部分における肉盛り補修工事
- (3) 側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が0.003平方メートル、かつ、板（母材）1枚当たり3箇所以下のもの

5 底部に係る溶接工事

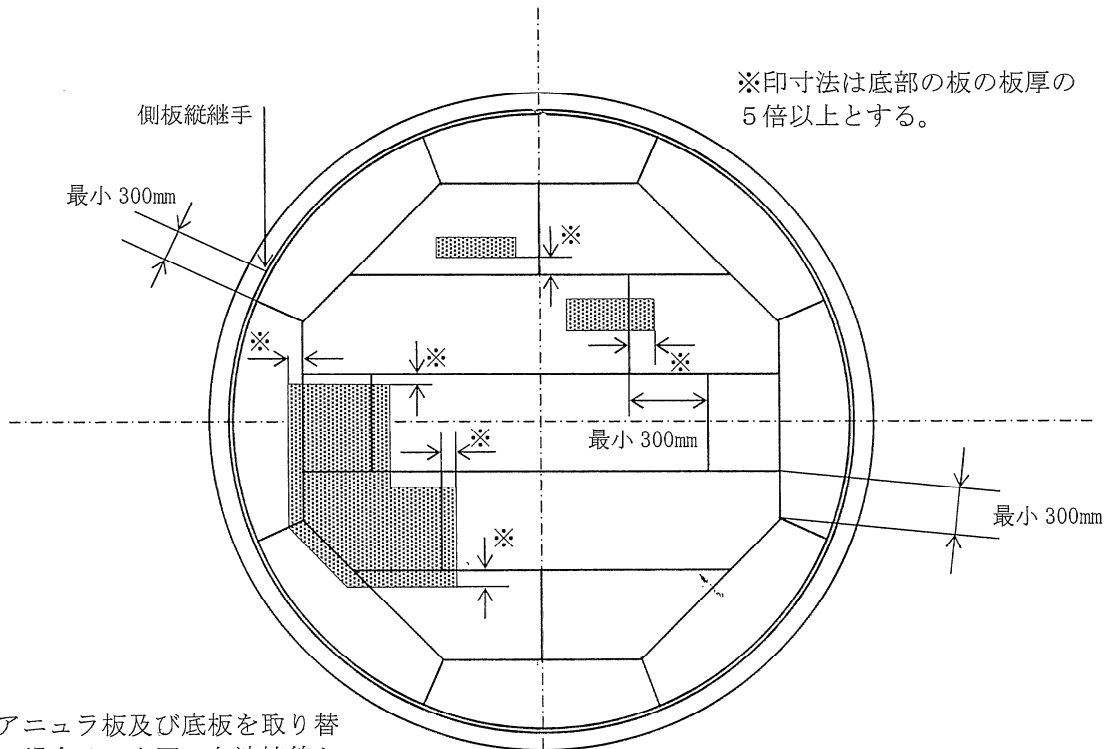
- (1) 側板の内面から600ミリメートルの範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事で、補修基準の分類で○に該当する工事（特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク（以下「特定以外の屋外貯蔵タンク」という。）にあつては、これに相当する工事をいう。）において、1箇所当たり0.09平方メートル以下であつて、合計3箇所以下のもの

補修基準

補修部分	内 容		条 件	分類
アニュラ板 底板	当板 はめ板	側板より600mm以外で底部板面積 の1/2未満	図1を満足する	○
			図1を満足しない	—
	取替		図1を満足する	○
			図1を満足しない	—
	肉盛り補修		表1を満足する	○
			表1を満足しない	—

第 1 - 1 製造所等において行われる変更工事に係る取り扱い表

図 1



アニュラ板及び底板を取り替える場合は、上図の各溶接線からの距離を確保すること。

当板の種類	位置	処置
タンク附属物取付用当板	底板上 アニュラ板上 (※)	当板の機能上必要な板厚とし、4.5mm以上の連続すみ肉溶接で取り付ける。
	溶接継手線上	底板の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続すみ肉溶接とする。
タンク底板腐食部補修用当板	底板上 アニュラ板 溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続すみ肉溶接とする。

※アニュラ板上に取り付けるタンク附属物取付用当板の材質は、アニュラ板の応力発生範囲及び溶接継手線上に位置しない限り底板と同等でよい。

表 1

材 質	肉盛り溶接可能範囲	
	1箇所に対し	板 1 枚に対し
軟鋼 (SS、SM、SB材等)	200cm ² 以下	0.06m ² 又は板面積の3%のいずれか小さい値
高張力鋼、低合金鋼	100cm ² 以下	0.03m ² 又は板面積の2%のいずれか小さい値

※肉盛り溶接相互間の距離は50ミリメートル以上離すこと。

- (2) 側板の内面から600ミリメートルの範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事で、溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行われるものであって、1箇所当たりの補修量が0.003平方メートル以下であり、かつ、全体の補修量が次に示すもの

第1-1 製造所等において行われる変更工事に係る取り扱い表

- ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03平方メートル以下
 - イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06平方メートル以下
 - ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09平方メートル以下
- (3) 側板の内面から600ミリメートルの範囲以外の底部に係る溶接部補修工事で、1箇所当たりの補修長さが0.3メートル以下であり、かつ、全体の補修長さが次に示すもの
- ア 特定以外の屋外貯蔵タンク 1.0メートル以下
 - イ 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0メートル以下
 - ウ 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0メートル以下
- 6 製造所等のタンク
- 屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても上記と同様とする。